

必ずお読み下さい。

- ・平成26年12月1日（一部平成26年6月1日）より、**林業機械の資格・安全基準が変更になります**

平成26年1月15日付け 基発0115第4号より抜粋

1 特別教育を必要とする業務（第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2関係）

次に掲げる業務に従事する労働者が、業務に必要な知識及び技能を有さないために生ずる労働災害の発生を防止するため、これらの業務を、特別教育を必要とする業務に加えたものであること。

- (1) **伐木等機械**の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（第6号の2関係）
- (2) **走行集材機械**の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（第6号の3関係）
- (3) **簡易架線集材装置**の運転又は**架線集材機械**の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（第7号の2関係）

- 「伐木等機械」には、例えば次の機械が含まれます。

プロセッサ・ハーベスタ・フェラーバンチャ・グラップルソー・木材グラップル

プロセッサ運転資格（ハーベスタ・フェラーバンチャ・グラップルソー・木材グラップルも同様）

- ・ 本機は、車両系木材伐出機械の伐木等機械（プロセッサ）に該当します。

- 「走行集材機械」には、例えば次の機械が含まれます。

フォワーダ・小型運材車・集材用トラクタ

フォワーダ運転資格

- ・ 本機は、車両系木材伐出機械の走行集材機械（フォワーダ）に該当します。

- 「架線集材機械」には、例えば次の機械が含まれます。

スイングヤーダ・タワーヤーダ（原木を空中に吊り上げて集材を行う場合は、「機械集材装置」に該当します）・木寄せウインチ

木寄せウインチ運転資格

- ・ 本機は、車両系木材伐出機械の架線集材機械（木寄せウインチ）に該当します。（作業索1本による、原木等を地引きで集材する機械です。）
- ・ 架線集材機械の運転の業務に就かせる場合には、『簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育』の修了が必要となります。

スイングヤーダ運転資格

- ・ 本機は、車両系木材伐出機械の架線集材機械（スイングヤーダ）に該当します。（作業索のみの簡易索張りをを用いて、原木等を地引きで集材する機械です。）
- ・ 架線集材機械の運転の業務に就かせる場合又は、簡易架線集材装置の集材機として本機を使用する場合には、『簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育』の修了が必要となります。
- ・ 本機を、機械集材装置の集材機として使用する場合には、別途『機械集材装置の運転の業務に係る特別教育』の修了が必要となります。（地引き集材であっても、主索を張って原木等を運搬する場合には『機械集材装置』に該当します。）

2 車両系木材伐出機械に係る安全基準（第2編第1章の3第1節関係）

イ 前照灯（労働安全衛生規則 第151条の85関係）

- (ア) 作業を安全に行うため必要な照度が保持されていない場所において、車両系木材伐出機械と立木等との接触等を防止するため、前照灯を備えた車両系木材伐出機械でなければ使用してはならないこととしたものであること。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りではないとしたこと。
- (イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用がある車両系木材伐出機械については、同法の規定により前照灯の設置があれば、本条の前照灯の設置があるものとして取り扱うこと。
- (ウ) 「作業を安全に行うために必要な照度が保持されている場所」とは、昼間の戸外、夜間であっても照明設備が設置されていることで作業を安全に行うことができる場所等をいうものであること。

ウ ヘッドガード（労働安全衛生規則 第151条の86関係）

- (ア) 車両系木材伐出機械を用いて伐木、原木等の集積等の作業を行うときは、運転者の頭上に立木が倒壊してきたり、原木等が飛来・落下してきたりするおそれがあることから、堅固なヘッドガードを備えた車両系木材伐出機械でなければ使用してはならないこととしたこと。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではないとしたこと。
- (イ) 「堅固な」とは、車両系木材伐出機械が取り扱うことのできる原木等の重量と、原木等が落下しうる高さに応じて危険を防止するのに十分な構造及び強度を有することをいうこと。ただし、伐木の作業を行う機械にあつては、合計4トンの等分布静荷重に安全に耐えることができる強度を有することをいうこと。
- (ウ) 運転室の屋根等に必要な構造が組み込まれており、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのない程度に堅固であり、当該運転室の屋根等をヘッドガードとみなすことができる場合には、別途ヘッドガードを設ける必要はないこと。
- (エ) 「原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないとき」には、原木等が落下するおそれのない箇所で運転者が遠隔操作により車両系木材伐出機械のウインチを運転するとき、及び伐木の作業を行うことができない車両系木材伐出機械で、原木等を運転者の頭上より高く上げずに作業を行うときが含まれるものであること。
- (オ) 走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる場合には、走行のための運転位置にヘッドガードを備えることは要しないこと。

エ 防護柵等（労働安全衛生規則 第151条の87関係）

- (ア) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、原木等が飛来して運転者に激突する等の危険があることから、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならないこととしたこと。
- (イ) 原木等の飛来等のおそれのない箇所で運転者が遠隔操作により車両系木材伐出機械のウインチを運転するとき、及び原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのある高さまで原木等を上げずに作業（伐木作業を除く。）を行うときは、「原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるとき」には、当該しないものであり、防護柵等を備えていない車両系木材伐出機械を使用して差し支えないこと。
- (ウ) 走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる場合には、走行のための運転位置に防護柵等を備えることは要しないこと。
- (エ) 「当該危険を防止するための設備」には、運転者席の防護柵のほか、運転室のガラス板の代わりにポリカーボネート板を用いたもの、運転室のガラスの内側に保護フィルムを貼ったもの、原木等の飛来等から運転者を防護できる箇所にあるブーム、荷台の鳥居等及びこれらを組み合わせたものが含まれること。これらの設備は、作業措置の動力並びに取り扱うことのできる原木等の重量及び大きさに応じて危険を防止するのに十分なものでなければならぬこと。

6 附則関係

(1) 施行期日（附則 第1条関係）

この省令は、平成26年6月1日から施行すること。ただし、第2、1の特別教育を必要とする業務への追加及びそれに伴う所要の改正は、平成26年12月1日から施行すること。

(2) 前照灯の設置等に関する経過措置（附則 第2条関係）

車両系木材伐出機械であって、平成26年5月31日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、平成26年11月30日までの間は、労働安全衛生規則第151条の85、第151条の86及び第151条の87の規定は、適応しないこと（第1項関係）